

2026年度 公益財団法人あすか財団奨学生募集要項 (日本人学生)

1. 応募資格

① 人物について

公益財団法人あすか財団は自らの意思で未来を切り開く志を持った学生を求めています。そのため、明るく前向きな姿勢であることが望まれます。また現在、在籍する大学の推薦を受けることが出来る学生で心身共に健康であり、且つ品行方正で学業成績が優秀な者。

② 学年と年齢について

2026年4月現在 国公立大学、私立大学に在籍している大学生・大学院生を対象とします。学年と年齢は問いません。

③ 家計収入等について

家計収入により応募が規制されることはありません。ただし、学業継続のための奨学金が必要であること、また目的が学費であることが前提となります。

2. 採用予定人数

1名

3. 奨学金の支給金額及び支給期間

支給金額 月額 50,000円 (年間 600,000円)

支給期間 1年間 (※2年目以降は成績により判断、最終学年まで受給可)。

本財団の奨学金は、返済の義務はありません。

他の奨学金との併給は貸与制の奨学金 (将来返済義務のあるもの) 及び遺児奨学金 (遺児年金) に限り認めます。

4. 支給方法

2ヶ月に一度、2ヶ月分を本人名義の口座へ送金。

※偶数月の1日に送金。金融機関が休日の場合は翌営業日に送金。

5. 応募書類

① 奨学生申込書

② 推薦状

③ 成績証明書 (直近のもの)

④ エッセイ

6. 応募方法

在籍する大学の窓口を通して、応募書類を財団あてに郵送のこと。

7. 応募期間

2026年4月1日から2026年4月30日（書類必着）。

8. 奨学生の選考及び結果発表

書類選考と面接（書類選考合格者のみ）を行い、当財団奨学生選考委員会の審査を経て採用となった者には大学を經由して採用通知を発送します。

面接日時：2026年4月1日から2026年5月31日の期間で実施。

採用通知の発送は2026年6月を予定。

9. 留意事項

奨学生が下記の各号のいずれかに該当する場合、奨学金の支給を停止することがある。

- ① 休学、転学、退学の場合。
- ② 停学その他の処分を受けた場合。
- ③ 指導教員から修学または研究の継続が不相当とされた場合。
- ④ 学業成績が不良の場合。
- ⑤ 法律や社会秩序に反する行為を行った場合。

10. 採用者の義務

- ① 当財団主催の交流会に参加すること。
- ② 年2回（3月及び9月）、成績証明書・学業実績レポートを提出すること。
- ③ 休学、転学、退学した場合及び停学その他の処分を受けた場合、氏名・住所その他重要な事項に変更があった場合は直ちに事務局まで届け出ること。
- ④ 卒業後の進路、連絡先を事務局まで届け出ること。

【個人情報の取り扱いについて】

応募書類に記載された個人情報は、奨学生選考の目的にのみ使用します。個人情報は、法律に基づいた、警察等の行政機関や司法機関からの要請があった場合を除き、第三者には提供いたしません。提出された応募書類は、原則として返却しません。

【書類提出先・お問い合わせ先】

〒167-0054 東京都杉並区松庵 1-8-32-102

公益財団法人あすか財団 連絡先：TEL03-6842-4182 FAX03-6892-4196

事務局：西川（E-mail：f-nishikawa@tk-msls.co.jp）